

静岡県告示第330号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年 3 月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、地域における自殺対策の強化を図るため、地域自殺対策強化事業を実施する法人その他の団体（以下「事業者」という。）及び市町（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）並びに地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

この要綱において「地域自殺対策強化事業」とは、別表の事業の区分欄に掲げる事業をいう。

第 3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第 4 交付の申請

(1) 提出書類 各 1 部

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 申請額算出内訳書（様式第 2 号）
- ウ 事業計画書（様式第 3 号）
- エ 収支予算書（様式第 4 号）
- オ 資金状況調べ（様式第 5 号）
- カ 事業者に係る団体概要（様式第 6 号）
- キ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第 5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円（地域自殺対策強化事業を行うものが事業者である場合にあっては30万円）以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「政令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円（地域自殺対策強化事業を行うものが事業者である場合にあっては30万円）以上の機械、器具その他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。
- (8) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(7)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(3)及び(7)の事項中「50万円（地域自殺対策強化事業を行うものが事業者である場合にあっては30万円）」とあるのは「30万円」と、(4)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (10) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (11) この補助金に係る対象経費につき、重複して国の負担金又は補助金の交付を受けてはならないこと。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、別に知事が定める変更とする。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更額算出内訳書（様式第2号）
- ウ 変更事業計画書（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ その他知事が必要と認める書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 事業実績内訳書（様式第2号）
- ウ 事業実績書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して15日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第9号）
- イ 資金状況調べ（様式第5号）

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る

消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月6日告示第1038号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年2月23日告示第99号)

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和元年7月19日告示第161号)

この告示は、公示の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則(令和2年12月15日告示第819号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年3月26日告示第14号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

附 則(令和3年9月10日告示第709号)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和5年9月19日告示第557号)

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則(令和7年11月7日告示第707号)

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象					補助額
番号	事業の区分	事業の内容	対象経費	補助基準額	
1	対面相談事業	平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知別紙「地域自殺対策強化事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）3(1)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	知事が必要と認めた額	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
2	電話・SNS相談事業	国実施要綱3(2)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	知事が必要と認めた額	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
3	人材養成事業	国実施要綱3(3)に該当する事業			
4	普及啓発事業	国実施要綱3(4)に該当する事業			
5	自死遺族支援機能構築事業	国実施要綱3(5)に該当する事業			
6	計画策定実態調査事業	国実施要綱3(6)に該当する事業			

7	若年層対策事業	国実施要綱 3 (7) に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業、SNS 地域連携包括支援事業並びに深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業、SNS 地域連携包括支援事業並びに深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
8	SNS 地域連携包括支援事業	国実施要綱 3 (8) に該当する事業		
9	深夜電話相談強化事業	国実施要綱 3 (9) に該当する事業		
10	自殺未遂者支援事業	国実施要綱 3 (10) に該当する事業		
11	ゲートキーパー養成事業	国実施要綱 3 (11) に該当する事業		
12	災害時自殺対策継続支援事業	国実施要綱 3 (12) に該当する事業		

13	自殺未遂者支援・連携体制構築事業	国実施要綱 3 (13) に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金並びに補助金について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に10分の10を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内 (2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に10分の10を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
14	災害時自殺対策事業	国実施要綱 3 (14) に該当する事業		
15	ハイリスク地対策事業	国実施要綱 3 (15) に該当する事業		
16	こども・若者の自殺危機対応チーム事業	国実施要綱 3 (17) に該当する事業		
17	地域特性重点特化事業	国実施要綱 3 (18) に該当する事業		

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

地域自殺対策強化事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあっては、市町長 氏 名)

年度において地域自殺対策強化事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円
- (2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4横型)

申請額算出内訳書（変更額算出内訳書、事業実績内訳書）

(単位：円)

[illegible]

(注)

- 1 番号及び事業の区分については、別表に定める番号及び事業の区分を記載すること。
- 2 D欄は、各事業に要する総事業費を記載すること。
- 3 E欄には、当該事業の実施に当たって予定されている収入を記載すること。
- 4 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合には、H欄はC×補助率（千円未満切捨て）を記載すること。

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

(1) 事業名
(2) 事業内容等 ア 目的 イ 必要性 ウ 期待される効果 エ 内容
(3) 事業実施方法等 ア 実施体制 イ 実施期間 ウ 実施場所

2 事業完了（予定）年月日 (元号) 年 月 日

(注)

- 1 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は別表の事業の区分欄に掲げる事業ごとに作成すること。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

事業の 区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

事業の 区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

3 支出明細

区分	金額	積算の基礎
	円	
計		

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注） 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業者に係る団体概要

団 体 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
代 表 者 氏 名			
活 動 目 的			
発 足 年 月 日	年 月 日	会 員 数	人（ 年 月 日現在）
前年度年間予算	円 （年会費 円／人）		
活 動 概 要 (主 たる 事 業)			

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

地域自殺対策強化事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域自殺対策強化事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあっては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域自殺対策強化事業が完了したので、
関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 9 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた地域自殺対策強化事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町にあっては、市町長 氏 名）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第10号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域自殺対策強化事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額)	金	円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名